



中小企業組合士制度とは

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合の役職員等を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験（中小企業組合検定試験）を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において3年以上の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携の推進等に加え、組合法の改正により、ガバナンス（組合自治）の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在、全国で2,846名（令和4年6月1日現在）の中小企業組合士が登録されており、それぞれの分野において活躍しています。

皆様方のチャレンジをお待ちしております。
お問い合わせは、企画情報課までお気軽にどうぞ！

中小企業組合検定試験の概要

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、3科目すべてに合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	毎年12月の第1日曜日
受験申込	9月～10月中旬
受験料	5,000円（一部科目免除者は、3,000円）

組合運営あれこれ

Q & A

脱退を申し出た組合員の取扱い等について

Q1 中協法第18条に、組合を脱退するには「90日前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる」とあるが、例えばある組合でなされた議決が一部の業態の組合員に著しく不利で営業不能となるため、仮に9月1日に脱退を通告しても、翌年3月末日までは脱退できないか。また、その間、議決に拘束されるか。

Q2 組合員が転廃業して組合を脱退したが、1ヶ月又は2ヶ月後再び元の事業を始めた場合、前に加入していた組合の拘束を受けるか。

A1

中協法第18条に自由脱退の予告期間及び事業年度末でなければ脱退できない旨を規定した趣旨は、その年度の事業計画遂行上、組合の財産的基礎を不安定にさせないためであるから、設問のような場合、すなわち9月1日に脱退を予告しても翌年3月末日迄は脱退できない。したがってその間、除名されない限りは依然組合員であるから議決にも拘束されるし、組合員としての権利を有し、義務を負わなければならない。

A2

組合員が転廃業をすれば、組合員資格を失い、法定脱退することになるので、組合員資格としての事業を再開しても、直ちに組合員となるわけでないから、その組合の拘束を受けることはない。